

生活クラブ生活協同組合 総代会運営規約

[第1章 総則]

第1条 生活クラブ生活協同組合の総代会議事運営について、定款に定める他この規約に定めるところによる。この規約に定めていない事項で必要なことは、その都度総代会で決めることができる。ただし、その総代会のみ効力をもつ。

第2条 この規約は、総代会議事の民主的かつ円滑な運営をはかることを目的とする。

[第2章 召集]

第3条 総代会は理事会の決議を経て理事長が招集する。

第4条 臨時総代会は、総代の5分の1以上の要求があったとき、または理事会が必要と認めるとき理事長が招集する。

[第3章 議事日程]

第5条 総代会を招集するときは、理事長は予め議事日程を定め、会日の10日前までに書面により総代に通知しなければならない。

第6条 議事日程は、総代会に日時、場所、議案などを記載する。

[第4章 司会者]

第7条 司会者は、理事長が指名し、議長・副議長が選任されるまで総代会を運営する。

第8条 司会者の任務は次の通りとする。

- (1) この規約に基づき資格審査委員長を設け、委員の所属氏名を発表する。
- (2) 資格審査委員会の報告に基づき、総代が定足数に達したときは定刻に開会を知らせる。
- (3) 都合により開会が遅れるときは、予めそのことを総代に知らせる。
- (4) この規約に基づいて議長・副議長を選出する。

第9条 司会者は、議長・副議長の選出が終わればそれを紹介し、その任務を終わる。

[第5章 資格審査委員会]

第10条 総代の資格審査をするため、理事1名、総代若干名をもって資格審査委員会を構成する。

第11条 資格審査委員会は次のことを行なう。

- (1) 定足数、出席数、欠席数、委任数を確認し、総代会成立に必要な事項を発表する。
- (2) 委任状の適否を審査する。
- (3) その他資格審査に必要なことを決める。

[第6章 代理人]

第12条 定款第63条による代理人は入場のときに、委任状を理事に提出しなければならない。

第13条 委任状の提出を受けたときは、理事は委任状と引き換えに代理権を証する証票を交付しなければならない。

第14条 代理権を有するものは、交付された証票を明示して表決に応じなければならない。

[第7章 議長・副議長の選任]

第15条 総代会は、議長・副議長各1名を選出する。

第16条 議長・副議長は、総代より選出するが、司会者の指名によることも妨げない。

[第8章 議事運営委員会]

第17条 議事運営を円滑に行うため、理事1名、総代若干名をもって議事運営委員会を構成する。

第18条 資格審査委員が、同一人で議事運営委員を兼ねることができる。

第 19 条 議事運営委員会は次のことを行なう。

- (1) 議事日程の具体的編集またはその変更の処置
- (2) 議事運営が混乱したときの処置
- (3) 来賓祝辞、祝電、メッセージなどの取扱い処置
- (4) その他議事運営についての必要な処置

[第 9 章 議案]

第 20 条 議案とは、総代会の意思を決定し、または、表示する事を目的とするもので予め文書で示された独立の案件をいう。

第 21 条 総代会議案を提出できる者は次の通りとする。

- (1) 理事会
- (2) 支部委員会
- (3) 理事会が特に認めた者

第 22 条 総代会の議案は、開会日前の定例理事会までに、提案理由その他を付して文書で理事長に提出しなければならない。

第 23 条 総代は、定款 57 条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

- 2 前項に定める動議（以下、緊急動議という。）を提出するには、1 名の総代の賛同を要する。
- 3 緊急動議を採決する場合には、代理人による議決権を加えないものとする。

[第 10 章 議事運営の通則]

第 24 条 総代会の成立は、総代、理事、監事の構成で、それぞれの構成員の 2 分の 1 以上で成立する。ただし、理事、監事は表決権を有しない。

第 25 条 総代会は、組合員に対して公開する。ただし会場の都合などで制限することはできる。

第 26 条 議事は、同時に 2 つ以上の問題は審議できない。

第 27 条 総代は、総代会で行なった発言または表決について、総代会外で責任を問われない。

第 28 条 総代は、議事運営に関する動議を提出することができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づき総代から動議を提出された場合であっても、議事運営上適切でないと認められるときは、自らの判断によりこれを却下することができる。ただし、議長不信任の動議についてはこの限りでない。
- 3 議事運営に関する動議を採択する場合には、代理人による議決権を加えないものとする。

第 29 条 前条の動議には、出席総代のうち一人以上の賛成者を必要とする。

第 30 条 既に議題となった議案または動議は、全会の決定なくして撤回できない。

第 31 条 議決された問題は、同一の総代会で再審議によってひるがえすことはできない。

[第 11 章 発言]

第 32 条 総代は、すべて議長の許可を得て発言する。

第 33 条 議長が会議を宣告するまでは、何人も議事について発言することができない。

第 34 条 発言しようとする者は、挙手をし「削除」議長の許可を得た後に自己の所属氏名を告げるものとする。

第 35 条 発言は、議題の範囲を超えてはならない。

第 36 条 総代は、議事について自由かつ公平に発言する権利をもつ、未発言の者は、既に発言し

た者より優先権をもつ。

第 37 条 総代でない者の発言は、全会の承認を得なければならない。

[第 12 章 質問に対する答弁]

第 38 条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については、理事長またはその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行なう。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

- (1) 質問が、総代会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められる場合。
- (2) 答弁により組合員の共同の利益を著しく害する場合。
- (3) 調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められる場合。
- (4) 答弁により、この組合または第三者の権利を侵害することとなる場合。
- (5) 総代が実質的に同一の事項について、繰り返して説明を求める場合。
- (6) その他、正当な理由がある場合。

3 理事または監事は、議長の許可を受けて職員等の補助者に説明をさせることができる。

[第 13 章 議事進行に関する発言]

第 39 条 議事進行について意見ある者は、他の総代が発言中でも発言を求めることができる。

第 40 条 議事進行についての発言は、議長が必要と認めたときにこれを許可する。

第 41 条 議事進行についての意見の取捨選択は、議長が決める。ただし、議長が必要と認めたときには、議事運営委員会の審議を経て全会に諮って決することができる。

[第 14 章 議事]

<第 1 節 報告>

第 42 条 議事は、通常、前総代会以降の経過報告に始まる。報告は、質疑応答またはその打ち切りで終了する。

第 43 条 総代は、報告事項に要望意見を付することができる。

<第 2 節 議事審議の順序>

第 44 条 議案審議の順序は次の通りとする。

- (1) 議案提案者の理由説明、少数意見があるときはその報告
- (2) 質疑応答
- (3) 討論
- (4) 表決

第 45 条 議案の審議拒否あるいは保留について動議が成立したときは、議長はその問題を先決する。

<第 3 節 少数意見>

第 46 条 議案策定の際、3分の1以上の支持があった少数意見は、議案提出者がその旨報告することができる。

<第 4 節 質疑応答>

第 47 条 質疑とは、議案として問題についての疑いを質問することをいう。

第 48 条 議長は、質問を述べようとする総代がある場合でも、議題について質疑および討論がつかされたと認められるときは、審議を打ち切り採決することができる。

2 付議された議案につき、質疑または討論が続出して容易に終結しないときは、総代は、審議を打ち切り直ちに採決に付すべき旨の動議を提出することができる。

第 49 条 質疑打ち切り動議を可決するには、出席総代の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

＜第 5 節 討論＞

第 50 条 討論で意見を述べる者は、議題に対しての賛否を明瞭に表現しなければならない。

第 51 条 討論するときは、議長は原則として反対者から交互に発言させるものとする。

第 52 条 討論は、総代間で直接行ってはならない。

第 53 条 議長は、質問を述べようとする総代がある場合でも、議題について質疑および討論がつかされたと認められるときは、審議を打ち切り採決することができる。

2 付議された議案につき、質疑または討論が続出して容易に終結しないときは、総代は、審議を打ち切り直ちに採決に付すべき旨の動議を提出することができる。

第 54 条 討論打ち切りの動議は、賛否それぞれ 2 人以上の意見が発表された後でなければ提出できない。

第 55 条 討論打ち切りの動議を可決するには、出席総代の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

＜第 6 節 修正案・修正動議の提出＞

第 56 条 議案を修正しようとする者は、予め文書をもって修正案を議長に提出しなければならない。

第 57 条 修正案または修正動議は、議案の本質を損なわないで一部修正により可決しようとする意図で提出されなければならない。

第 58 条 理事会が提出する修正案・修正動議には賛成者を要しない。

＜第 7 節 議案提案者の趣旨弁明＞

第 59 条 修正案または修正動議の表決前に、議案提案者は議案の趣旨弁明をすることができる。

第 60 条 議長は、議案の趣旨弁明をする者の発言時間を制限することができる。

＜第 8 節 表 決＞

第 61 条 表決は、別に定めるものを除き、出席総代の過半数で決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

第 62 条 表決には、条件をつけることができない。

第 63 条 議長が表決をとろうとするときは、表決に対する問題を宣言しなければならない。

第 64 条 議長が表決に付する問題を宣言した後は、何人といえども議題について発言することはできない。

第 65 条 表決の種類は次の通りとする。

- (1) 口頭あるいは拍手
- (2) 挙手あるいは起立
- (3) 記名投票あるいは無記名投票

第 66 条 表決の方法は次の通り行う。

- (1) 口頭あるいは拍手

議長は、問題について意見の有無を全会に諮り、議長が異議なしと認めたときは可決の旨を宣する。

(2) 挙手あるいは起立

議長は、問題について賛成の者を挙手または起立させ、その行為が過半数に達したとき可決を宣し、過半数に達しないときは否決を宣する。ただし、議長が必要と認めたときは、反対の者を挙手（起立）させる事ができる。

(3) 投票

原則として、賛成を「○」反対を「×」で記入する。

第 67 条 問題の性質が可否いずれかに決める必要があるとき、挙手（起立）による表決を討論はさんで繰り返すことができる。

[第 14 章 議長]

<第 1 節 議長の任務>

第 68 条 議長は、この規約にもとづいて、公平な立場で会議を運営しなければならない。

第 69 条 議長の任務は概ね次の通りとする。

- (1) 資格審査委員会報告にもとづき、総代が定足数に達したとき、その確認と会議の成立を宣言する。
- (2) 議事録署名人 2 人を出席した総代の中から選出し、書記 2 人を出席した事務局職員の中から指名する。
- (3) 議事運営委員会報告にもとづき、議事日程の確認を諮る。
- (4) 来賓、メッセージなどを紹介する。
- (5) 総代の発言を許可する。
- (6) 議題を明瞭に宣告する。
- (7) 質疑応答、討論の終了を宣告する。
- (8) 動議を総代に知らせる。
- (9) 動議を表決に付する問題を明瞭に宣告する。
- (10) 議題外の発言を禁止する。
- (11) 表決の結果の発表と可否の決定を宣告する。
- (12) 議案の審議終了を宣告する。
- (13) 議事日程の予定通りの進行に努力する。
- (14) 議事日程の終了を宣告する。

第 70 条 議長の任務中は、議長は表決権をもたない。

第 71 条 議長が自ら討論に加わるときは、副議長に交替する。そのときは、その課題の表決後でなければ議長席に復せない

第 72 条 議長に対して不信任の動議が成立したときは、副議長と交替する。動議が否決された後でなければ議長席に復せない。

<第 2 節 議長の権限>

第 73 条 議長は、総代会の秩序を維持し、かつ総代会を代表する。

第 74 条 議長は、次の者に対して、会場からの退去を命じることができる。

- (1) 総代またはその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者。
- (2) 前条に定める議長の注意または発言中止命令が再三行なわれたにもかかわらず、これに従わない者。
- (3) 審議に支障を生じる恐れのある物の持ち込み、示威行動その他不穏当な言動により総代会

の審議を妨害し、再三にわたる議長の注意、制止にも従わない者。

第 75 条 総代が定足数に達しないときまたは定足数を欠くに至ったときは、そのことを告げ、休憩、延会または閉会を宣告する。

第 76 条 議長が休憩、延会、閉会を宣告した後は、何人も議事についての発言を許されない。

第 77 条 議事進行の必要にもとづき、総代の発言を制限し、中止させることができる。

第 78 条 傍聴者の議事妨害があるときは、それを制止し、従わないときは退場を命ずることができる。

第 79 条 議長は必要に応じ副議長に代行させることができる。

[第 15 章 秩序]

第 80 条 総代は、開会中は指定された議席を占め、静粛を旨としなければならない。

第 81 条 議長が合図し時は、何人も沈黙をしなければならない。

第 82 条 総代は、個人的誹謗に渡る発言をしてはならない。

第 83 条 総代以外の者は、会場受付の許可なく議場に入ることはできない。

[第 16 章 議事運用規約の適用停止]

第 84 条 この規約の適用が、総代会の運営の実情に照らして不都合と認められたときは、出席総代の 3 分の 2 以上の議決によって、この規約の適用をその総代会に限り一時停止することができる。

[第 17 章 議事録]

第 85 条 議事録には、次のことを記載する。

- (1) 総代会名称、開催日時、開催場所
- (2) 開会及び閉会の日時
- (3) 議長、副議長、書記の氏名
- (4) 総代の出欠事項
- (5) 報告事項の要点と質疑の概要
- (6) 議案及び議案提案者名とその決定までの審議の概要
- (7) 重要動議の提案者名とその決定までの概要
- (8) 表決の方法及び可否の数
- (9) 選挙についての経過
- (10) その他必要事項

第 86 条 議事録には、出席総代より選出された議事録署名人 2 名の署名・捺印を必要とする。

第 87 条 議事録については、その概略を公表するものとする。

[第 18 章 附則]

第 88 条 この規約は、総会・支部大会などに準用する。ただし、準用することが適当でない部分についての運営は、当該会議において定める。

第 89 条 この規約の改廃は、総代会の議決を経て行うものとする。

第 90 条 この規約は、1994 年 5 月 27 日より施行する。

- 2 1999 年 5 月 24 日改定
- 3 2004 年 5 月 26 日改定
- 4 2010 年 6 月 11 日改定